

# 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（抄）

〔平成12年3月28日  
条例第7号〕

## 鹿児島県事務処理の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 知事の権限に属する事務のうち、別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則 略

別表（第2条関係）

総務部・企画部・PR・観光戦略部・環境林務部・くらし保健福祉部  
商工労働水産部・農政部・機器管理防災局・教育長 } 略

○鹿児島県事務処理の特例に関する条例

平成12年3月28日  
条例第7号

事務	市町村	各町村	各市町村	各市町村
1 会員地の拡大の推進に関する法律(昭和17年法律第66号。以下この項において「法」といふ。)(1) 法第4条第1項の規定による土地を譲り受けける場合の受理(2) 法第5条第1項の規定による地方公共団体等に対する土地の買取りの申出の受理(3) 法第6条第1項の通知(4) 法第6条第3項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知	鹿屋市、曽於市、志布市、南長崎町、大崎町、大瀬戸町、和村、宇検村、島町、天城町、伊仙町及び和泊町	阿久根市、指宿市、西之表市、内之浦町、大崎町、日置市、日置市、喜界町、龍郷町、大崎町、錦江町、肝付町、中種子町、屋久島町、太和町、和泊町、南種子町、屋久島町、大瀬戸町、喜界町、天城町、伊仙町及び与論町に限る。	玉の所管に属する事務にあつては鹿屋市、阿久根市、指宿市、西之表市、内之浦町、大崎町、日置市、日置市、喜界町、龍郷町、大崎町、錦江町、肝付町、中種子町、屋久島町、太和町、和泊町、南種子町、屋久島町、大瀬戸町、喜界町、天城町、伊仙町及び与論町に限る。	玉の所管に属する事務にあつては鹿屋市、阿久根市、指宿市、西之表市、内之浦町、大崎町、日置市、日置市、喜界町、龍郷町、大崎町、錦江町、肝付町、中種子町、屋久島町、太和町、和泊町、南種子町、屋久島町、大瀬戸町、喜界町、天城町、伊仙町及び与論町に限る。
1の2 道路事業のうち、次に掲げるものの規制による国道の維持及び修繕(別に規則で定めるものを除く。)(2) 法第15条の規定による県道の維持及び修繕(別に規則で定めるものを除く。)	鹿屋市、阿久根市、指宿市、西之表市、内之浦町、大崎町、日置市、日置市、喜界町、龍郷町、大崎町、錦江町、肝付町、中種子町、屋久島町、太和町、和泊町	阿久根市、指宿市、西之表市、内之浦町、大崎町、日置市、日置市、喜界町、龍郷町、大崎町、錦江町、肝付町、中種子町、屋久島町、太和町、和泊町	阿久根市、指宿市、西之表市、内之浦町、大崎町、日置市、日置市、喜界町、龍郷町、大崎町、錦江町、肝付町、中種子町、屋久島町、太和町、和泊町	阿久根市、指宿市、西之表市、内之浦町、大崎町、日置市、日置市、喜界町、龍郷町、大崎町、錦江町、肝付町、中種子町、屋久島町、太和町、和泊町
1の2の2 国有財産法(昭和23年法律第73号。以下この項において「法」といふ。)及び国有財産法施行細則(昭和33年法律第167号。以下この項において「法」といふ。)(1) 法第100条第1項に基づく事務のうち、次に掲げるものの規制による国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係る通則の立入り(2) 法第31条の2第2項の規定による調査又は測量のための立入り(3) 法第31条の2第2項の規定による損害又は補償の協議の要請(4) 法第31条の3第3項の規定による譲り受けの申請(5) 法第31条の3第4項の規定による譲り受けの申請(6) 法第31条の4第2項の規定による譲り受けの申請(7) 法第31条の4第3項の規定による譲り受けの申請(8) 法第31条の4第5項の規定による譲り受けの申請(9) 法第31条の4第9項の規定による譲り受けの申請(10) 法第31条の4第10項の規定による譲り受けの申請(11) 法第31条の5第3項の規定による譲り受けの申請(12) 省令第1条の3の規定による境界標の設定(13) 省令第1条の5の規定による境界決定書の作成	松崎市、大崎町、日置市、喜界町、龍郷町、大瀬戸町、和村、宇検村、島町、天城町、伊仙町及び与論町に限る。	玉の3 屋外広告物法(昭和24年法律第118号。以下この項において「法」といふ。)(1) 法第7条第3項の規定による除却し、又は除却させた広告物又は立看板等のうち、次に掲げるものの規則による除却及び費用の徴収(2) 法第7条第4項の規定による除却し、又は除却させた広告物又は立看板等の件の保管(3) 法第8条第2項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(4) 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(5) 法第8条第4項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(6) 法第8条第5項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(7) 法第8条第6項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(8) 法第8条第6項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(9) 法第8条第6項の規定による制限地域等における広告物の表示又は掲出物の設置の許可(10) 法例第6条第1項ただし書の規定による國又は地方公共団体から届出の受理(11) 法例第6条第4項の規定による許可の取扱い(12) 法例第6条第5条の規定による許可の取扱い(13) 法例第8条第3項の規定による許可の期間の更新(14) 法例第9条の規定による変更等の許可又は許可の条件の付加(15) 法例第13条第2項の規定による除却の届出の受理(16) 法例第14条の規定による措置命令(17) 法例第15条の規定による許可の取扱い(18) 法例第16条の規定による除却命令(19) 法例第17条第1項の規定による立入検査(20) 法例第19条の規定による管理者の屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告(21) 法例第19条の14の規定による措置命令	玉の3 屋外広告物法(昭和24年法律第118号。以下この項において「法」といふ。)(1) 法第7条第3項の規定による除却し、又は除却させた広告物又は立看板等のうち、次に掲げるものの規則による除却及び費用の徴収(2) 法第7条第4項の規定による除却し、又は除却させた広告物又は立看板等の件の保管(3) 法第8条第2項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(4) 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(5) 法第8条第4項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(6) 法第8条第5項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(7) 法第8条第6項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(8) 法第8条第6項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(9) 法第8条第6項の規定による制限地域等における広告物の表示又は掲出物の設置の許可(10) 法例第6条第1項ただし書の規定による國又は地方公共団体から届出の受理(11) 法例第6条第4項の規定による許可の取扱い(12) 法例第6条第5条の規定による許可の取扱い(13) 法例第8条第3項の規定による許可の期間の更新(14) 法例第9条の規定による変更等の許可又は許可の条件の付加(15) 法例第13条第2項の規定による除却の届出の受理(16) 法例第14条の規定による措置命令(17) 法例第15条の規定による許可の取扱い(18) 法例第16条の規定による除却命令(19) 法例第17条第1項の規定による立入検査(20) 法例第19条の規定による管理者の屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告(21) 法例第19条の14の規定による措置命令	玉の3 屋外広告物法(昭和24年法律第118号。以下この項において「法」といふ。)(1) 法第7条第3項の規定による除却し、又は除却させた広告物又は立看板等のうち、次に掲げるものの規則による除却及び費用の徴収(2) 法第7条第4項の規定による除却し、又は除却させた広告物又は立看板等の件の保管(3) 法第8条第2項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(4) 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(5) 法第8条第4項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(6) 法第8条第5項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(7) 法第8条第6項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(8) 法第8条第6項の規定による保管した広告物又は立看板等の件の売却及び売却代金の保管(9) 法第8条第6項の規定による制限地域等における広告物の表示又は掲出物の設置の許可(10) 法例第6条第1項ただし書の規定による國又は地方公共団体から届出の受理(11) 法例第6条第4項の規定による許可の取扱い(12) 法例第6条第5条の規定による許可の取扱い(13) 法例第8条第3項の規定による許可の期間の更新(14) 法例第9条の規定による変更等の許可又は許可の条件の付加(15) 法例第13条第2項の規定による除却の届出の受理(16) 法例第14条の規定による措置命令(17) 法例第15条の規定による許可の取扱い(18) 法例第16条の規定による除却命令(19) 法例第17条第1項の規定による立入検査(20) 法例第19条の規定による管理者の屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告(21) 法例第19条の14の規定による措置命令
1の2の3 不動産登記法(平成16年法律第123号)に基づく事務のうち、同法第16条の規定による登記の権利に属するものに係る登記(1) 法第100条第1項に属するものに係る登記(2) 法第100条第1項に属するものに係る登記(3) 法第100条第1項に属するものに係る登記(4) 法第100条第1項に属するものに係る登記	各市町村(河川法第16条の規定による登記の権利に属するものに係る登記)の所管するものに供するものに限る。	市町村(河川法第16条の規定による登記の権利に属するものに係る登記)の所管するものに供するものに限る。	市町村(河川法第16条の規定による登記の権利に属するものに係る登記)の所管するものに供するものに限る。	市町村(河川法第16条の規定による登記の権利に属するものに係る登記)の所管するものに供するものに限る。
2 土地区画整理法(昭和26年法律第119号。以下この項において「法」といふ。)(1) 法第4条第1項の規定による個人の施設のうち、次に掲げるものを除く。(2) 法第4条第1項の規定による個人の施設のうち、次に掲げるものを除く。	各市、湧水町、大崎町、中種子町、大和田町、宇賀町、瀬戸町、喜界町、龍郷町、喜界町、天城町、伊仙町及び与論町に限る。	各市、湧水町、大崎町、中種子町、大和田町、宇賀町、瀬戸町、喜界町、龍郷町、喜界町、天城町、伊仙町及び与論町に限る。	各市、湧水町、大崎町、中種子町、大和田町、宇賀町、瀬戸町、喜界町、龍郷町、喜界町、天城町、伊仙町及び与論町に限る。	各市、湧水町、大崎町、中種子町、大和田町、宇賀町、瀬戸町、喜界町、龍郷町、喜界町、天城町、伊仙町及び与論町に限る。

(2) 法第9条第3項(法第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人施行者の土地区画整理事業の施行の認可及び公表	大臣、この図書の送付	名町、和泊町、知
(3) 法第10条第3項の規定による個人施行者の規制若しくは規約の認可	計画の変更の認可	名町から第28号までに掲げる事務に係る事務所及び市に限る。
(4) 法第11条第4項の規定による施行者の変動に係る規約の認可	法第11条第4項の規定による施行者の変動に係る規約の認可	第34号から第51号までの間にあつては、西之表市に限る。
(5) 法第11条第8項の規定による施行者の認可及び届出の公表	法第20条第3項及業計画の認可	
(6) 法第13条第1項及び同条第4項において準用する法第9条第3項の規定による個人施行者の認可及び公表	法第21条第3項の規定による国土交通大臣への函書による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可	法第39条第1項の規定による国土交通大臣への函書による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可
(7) 法第14条第3項の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可及び公表	法第39条第5項の規定による国土交通大臣への函書による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可	法第40条第1項の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可
(8) 法第14条第3項及び第5項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可及び公表	法第28条第8項の規定による事務報告書、取扱算算書及び財産目録の提出	法第29条第1項及び第2項の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可
(9) 法第20条第3項及業計画の認可	法第41条の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可	法第42条第3項及び第4項の規定による裁判所に対する意見の申出
(10) 法第21条第3項の規定による公表	法第42条の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可	法第43条の規定による公表
(11) 法第21条第3項及び第5項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可及び公表	法第43条第5項の規定による公表	法第44条の規定による公表
(12) 法第44条第3項の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可及び公表	法第45条第2項の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可	法第46条第3項の規定による公表
(13) 法第45条第2項の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可及び公表	法第47条の規定による公表	法第48条第3項の規定による公表
(14) 法第29条第1項及び第2項の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可	法第48条の規定による公表	法第49条の規定による公表
(15) 法第39条第1項の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可	法第49条の規定による公表	法第50条の規定による公表
(16) 法第39条第3項の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可	法第51条の規定による公表	法第51条の規定による公表
(17) 法第49条の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可	法第52条の規定による公表	法第52条の規定による公表
(18) 法第51条の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可	法第53条の規定による公表	法第53条の規定による公表
(19) 法第55条第2項の規定による土地区画整理事業の実施に係る事務の認可	法第54条の規定による公表	法第54条の規定による公表
(20) 法第58条第3項及び第4項の規定による裁判所による意見の申出	法第55条の規定による公表	法第56条の規定による公表
(21) 及び鶴見の受託	法第56条の規定による公表	法第57条の規定による公表
(22) 法第51条の第2項の規定による区画整理事業の施工の認可	法第57条の規定による公表	法第58条の規定による公表
(23) 法第51条の第3項及び第5項(法第51条の第2項において準用する場合を含む。)の規定による区画整理事業の施工の認可	法第58条第3項の規定による公表	法第59条の規定による公表
(24) 法第51条の第9条第3項(法第51条の第10条第2項及び第51条の第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による区画整理事業の施工の認可	法第59条第5項の規定による公表	法第60条の規定による公表
(25) 法第51条の第10第1項の規定による区画整理事業の施工の認可	法第61条の規定による公表	法第62条の規定による公表
(26) 法第51条の第11第1項の規定による区画整理事業の施工の認可	法第63条の規定による公表	法第64条の規定による公表
(27) 法第51条の第13第1項の規定による区画整理事業の施工の認可	法第65条の規定による公表	法第66条の規定による公表
(28) 法第51条の第13第4項において準用する法第51条の第9第3項の規定による区画整理事業の施工の認可	法第66条第3項の規定による公表	法第67条の規定による公表
(29) 区画整理事業の実施による土地区画整理事業の廃止又は終了の認可の公表	法第67条第2項の規定による公表	法第68条第3項の規定による公表
(30) 法第66条第2項の規定による区画整理事業の施工の認可	法第68条第3項の規定による公表	法第69条の規定による公表
(31) 法第76条第3項の規定による許可の条件の付加	法第69条第4項の規定による公表	法第70条の規定による公表
(32) 法第76条第3項の規定による土地区的原状回復の命令又は工作物等の移転告し(はげきじ)	法第70条の規定による公表	法第71条の規定による公表
(33) 法第76条第3項の規定による代執行及び公告	法第71条の規定による公表	法第72条の規定による公表
(34) 法第86条第3項の規定による個別地計画の認可	法第72条の規定による公表	法第73条の規定による公表
(35) 法第76条第2項の規定による区画整理事業に係る換地計画の認可	法第73条の規定による公表	法第74条の規定による公表
(36) 法第103条第3項の規定による個人施行者、土地区画整理事業組合及び区画整理事会社が施行する事業に係る換地計画の変更の認可	法第74条の規定による公表	法第75条の規定による公表
(37) 法第103条第4項の規定による換地処分の公告(前号に規定する届出に係るものに限る。)	法第75条の規定による公表	法第76条の規定による公表
(38) 法第122条第1項の規定による個人施行者、土地区画整理事業組合及び区画整理事会社に対する報酬等の請求権に関する訴訟等の提起に係る訴訟の提起	法第76条の規定による公表	法第77条の規定による公表
(39) 法第124条第3項の規定による個人施行者の事業又は会計の検査及び処分の取扱い等の命令	法第77条の規定による公表	法第78条の規定による公表

(40) 法第124条第2項及び第3項の規定による個人施行者の事業又は会計の認可の取消し及び公表	各町村	各町村
(41) 法第125条第1項及び第2項の規定による土地区画整理事業組合の事業又は会計の状況の検査	各町村	各町村
(42) 法第125条第3項の規定による土地区画整理事業組合に対する处分の取消し等の命令	各町村	各町村
(43) 法第125条第4項の規定による土地区画整理事業組合の設立の認可の取消し	各町村	各町村
(44) 法第125条第5項の規定による総会等の招集	各町村	各町村
(45) 法第125条第6項の規定による理事等の解任の請求に係る投票の実施	各町村	各町村
(46) 法第125条第7項の規定による議決権等の取消し	各町村	各町村
(47) 法第125条第1項及び第2項の規定による区画整理事業組合の事業又は会計の状況の検査	各町村	各町村
(48) 法第125条の第2項の規定による土地区画整理事業組合の事業計画の変更について準用する場合を含む。	各町村	各町村
(49) 法第125条の第4項及び第5項の規定による区画整理事業組合の設立等の命令	各町村	各町村
(50) 法第127条の第2項の規定による路外駐車場の供用の休止等の届出の受理	各町村	各町村
(51) 法第136条第1項の規定による事業計画の変更について准用する場合の農業委員会等の意見の聽取	各町村	各町村

<p>もの</p> <p>(1) 法第12条第1項及び第2項の規定による特定路外駐車場の設置の届出及び変更の届出の受理</p> <p>(2) 法第12条第3項の規定による特定路外駐車場に係る基準及び関係者への質問</p> <p>(3) 法第53条第2項の規定による報告の微取、立入検査及び知事への送付</p>	<p>5の2 建築基準法(昭和25年法律第201号、以下この項において「法」といふ)に基づく事務のうち、次に掲げるものの</p> <p>(1) 法第93条第5項の規定による通知の受理(法第31条第2項に規定する屎尿浄化槽に係るものに限る。)</p> <p>(2) 法第38条第6項の規定による意見の申出(前号に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>5の3 凈化槽法(昭和58年法律第43号、以下この項において「法」といふ)及び法の施行のための規則にに基づく事務のうち、次に掲げるものの</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定による淨化槽の設置等の届出の受理及び経由</p> <p>(2) 法第5条第2項の規定による淨化槽の設置等の届出をした者に対する勧告</p> <p>(3) 法第5条第4項ただし書の規定による淨化槽の設置等の届出の内容が相当であると認めた旨の通知</p> <p>(4) 法第7条第2項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による淨化槽の設置の報告の受理</p> <p>(5) 法第7条の2第1項の規定による淨化槽の設置後等の水質検査についての指導又は助言</p> <p>(6) 法第7条の2第2項の規定による淨化槽の設置後等の水質検査についての報告</p> <p>(7) 法第7条の2第3項の規定による勧告に係る措置命令</p> <p>(8) 法第10条の2第2項の規定による淨化槽の使用開始の報告書の受理</p> <p>(9) 法第10条の2第2項の規定による技術管理者の変更の報告書の受理</p> <p>(10) 法第11条の2の規定による淨化槽の使用の届出の受理</p> <p>(11) 法第11条の2の規定による淨化槽の使用の停止の届出の受理</p> <p>(12) 法第12条第1項の規定による淨化槽の保守点検又は清掃についての助言、指導又は勧告</p> <p>(13) 法第12条第2項の規定による淨化槽の保守点検又は清掃についての改善命令</p> <p>(14) 法第12条の2第1項の規定による淨化槽の定期検査についての指導又は助言</p> <p>(15) 法第12条の2第2項の規定による淨化槽の定期検査についての報告</p> <p>(16) 法第12条の2第3項の規定による措置命令</p> <p>(17) 法第53条第3項の規定による淨化槽管理者、淨化槽清掃業者、淨化槽の保守点検を業とする者又は淨化槽管理者、淨化槽の報告の微取</p> <p>(18) 法第53条第3項の規定による淨化槽の保守点検又は清掃業者、淨化槽の保守点検を業とする者又は淨化槽管理者、淨化槽の立入検査等</p>
--	--	--

<p>しの申請書の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 省令第10条の16第1項から第9項までの規定による一定の複数建築物に対する制限の特別に係る認定は許可の申請書の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 省令第10条の2第2項の規定による一定の複数建築物の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうちの規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>6の2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号、以下この項において「法」といふ)宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号、以下この項において「法」といふ)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号、以下この項において「法」といふ)に基づく事務のうち、次に掲げるものの</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域の指定</p> <p>(2) 法第3条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成工事規制区域の公示</p> <p>(3) 法第4条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による測量又は調査のための土地への立てり</p> <p>(4) 法第5条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による土地の譲渡権等の許可</p> <p>(5) 法第6条第1項及び第2項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による証明書及び許可証の発行</p> <p>(6) 法第7条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による損失の補償</p> <p>(7) 法第7条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による路轍</p> <p>(8) 法第7条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による裁決の申請</p> <p>(9) 法第8条第1項の規定による宅地造成に係る工事の許可</p> <p>(10) 法第8条第3項(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件の付加</p> <p>(11) 法第10条第2項(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による新可又は不許可の通知</p> <p>(12) 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議</p> <p>(13) 法第12条第1項の規定による変更の許可</p> <p>(14) 法第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理</p> <p>(15) 法第13条の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付</p> <p>(16) 法第14条第2項の規定による許可の取扱い</p> <p>(17) 法第14条第5項(法第17条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。)の規定による措置の実施及び公告</p> <p>(18) 法第14条第2項(法第17条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。)の規定による計画による勘定による勧告</p> <p>(19) 法第16条第2項の規定による措置の実施及び公告</p> <p>(20) 法第17条第1項及び第2項の規定による勧告</p> <p>(21) 法第18条第1項及び第2項の規定による改善命令</p> <p>(22) 法第18条第1項(法第23条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査</p> <p>(23) 法第19条(法第23条において準用する場合を含む。)の規定による報告の収取</p> <p>(24) 法第20条第1項及び第2項の規定による造成宅地防災区域の指定及び指定の解除</p> <p>(25) 法第21条第2項の規定による勧告</p> <p>(26) 法第22条第1項及び第2項の規定による改善命令</p> <p>(27) 法第23条の規定による勧告</p> <p>(28) 省令第30条の規定による書面の交付</p>	<p>7 都市再生開発事業法施行規則(昭和44年法律第23号、以下この項において「法」といふ)及び都市再生開発事業法施行規則(昭和44年法律第23号、以下この項において「法」といふ)に基づく事務のうち、次に掲げるものの</p> <p>(1) 法第7条の9第14項の規定による個人施工者の第一種市街地再開発事業の施行の認可</p> <p>(2) 法第7条の9第3項(法第7条の9第6項及び第50条の9第2項、第11条第1項、第38条第2項、第50条の2第2項、第50条の9第3項及び第50条の12第29項において準用する場合を含む。)の規定による開発市町村長の意見の聽取</p> <p>(3) 法第7条の15第1項の規定による個人施工者の第一種市街地再開発事業の施行の認可</p> <p>(4) 法第7条の16第1項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更</p>
--	---	--

(5) 許可	法第7条の17第4項の規定による施行者の変動に係る規約の認可
(6)	法第7条の17第4項の規定による施行者の変動に係る規約の認可
(7)	法第7条の17第4項の規定による規約の認可
(8)	審査委員の選任及び解任の権限
(9)	法第7条の20第4項の規定による個人施行者の第一種市街地再開発事業の終了の認可
(10)	法第122条第2項における第一種市街地再開発事業の終了の認可
(11)	法第11条第1項及び第2項の規定による第一種市街地再開発組合の設立の認可
(12)	法第11条第3項の規定による事業計画の認可
(13)	法第16条第1項及び第5項による場合を含む。(法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の認可
(14)	法第16条第33項及び第35項(法第38条第2項による事業計画の認可)の規定による事業計画の認可
(15)	法第19条第1項及び第2項(法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の認可
(16)	法第27条第8項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の提出
(17)	法第28条第1項及び第2項(法第38条第2項による事業計画の認可)の規定による市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出の受理及び公告
(18)	法第38条第7項の規定による市街地再開発組合の認可又は事業計画若しくは事業基本方針の変更による認可
(19)	法第45条第6項の規定による市街地再開発組合の解散の認可
(20)	法第45条第6項の規定による事業計画の認可
(21)	又は解説の認可の公告
(22)	及び調査の受託
(23)	法第19条の2第3項及び第4項の規定による再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可
(24)	法第50条の8第1項(法第50条の9第2項及び第50条の12第2項において準用する場合を含む。)の規定による再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可
(25)	法第30条の9第1項の規定による再開発会社の規準又は事業計画の変更の認可
(26)	法第30条の12第1項の規定による再開発会社の合意若しくは分割又は再開発会社が施行する市街地再開発事業の譲渡及び譲受の認可
(27)	法第66条の14第1項及び政令第22条の33において準用する政令第4条の2第3項の規定による再開発会社の審査委員の選任及び解任の承認
(28)	法第50条の15第1項の規定による再開発会社の市街地再開発事業の終了の認可
(29)	法第50条の15第2項において準用する法第2項の規定による再開発会社の市街地再開発事業の施行地区内における第一種市街地再開発事業の施行地区的許可
(30)	法第66条第1項の規定による第一種市街地再開発事業の施行地区的許可
(31)	法第66条第2項の規定による第一種市街地再開発事業の施行地区的許可
(32)	法第66条第3項の規定による許可の交付
(33)	法第66条第4項の規定による土地位の譲取
(34)	法第66条第5項の規定による再開発会社の権利の譲り受け
(35)	法第66条第8項の規定による第一種市街地再開発事業の施行地区内における土地の譲り受け
(36)	法第72条第7項の同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による個人施行者、市街地再開発組合及び施行者の承認
(37)	法第98条第2項(法第118条の27第2項において準用する場合を含む。)の規定による第一種市街地再開発事業の施行地区的許可
(38)	法第98条第3項の規定による義務者及び施行者への通知並びに補償金の引渡し又は物件の譲り受け
(39)	法第99条の3第3項の規定による個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の承認
(40)	法第124条の2第1項の規定による個人施行者の事業又は会計の状況の認可

(41)	法第124条の2第2項及び第3項の規定による個人施行者の第一種市街地再開発事業の認可
(42)	法第125条第1項及び第2項の規定による市街地再開発組合の事業又は会計の状況の検査
(43)	法第125条第3項の規定による市街地再開発組合に対する処分の取消し等の命令
(44)	法第125条第4項の規定による市街地再開発組合の設立の認可の取消し等の命令
(45)	法第125条第5項の規定による総会等の招集
(46)	法第125条第6項の規定による理事会等の解散の請求に係る投票の実施
(47)	法第125条第7項の規定による再開発会社の取消し及び公告
(48)	法第125条の第1項及び第2項の規定による再開発会社の事業又は会計の状況の検査
(49)	法第125条の第3項の規定による再開発会社に対する処分の取消し等の命令
(50)	法第125条の第4項及び第5項の規定による再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可及び公告
(51)	法第125条の第3項の規定による再開発事業計画の認定
(52)	法第129条の4(法第129条の3の規定による再開発事業計画の認定)の規定による再開発事業計画の認定の通知する場合を含む。)の規定による再開発事業計画の認定の通知
(53)	法第129条の5第1項の規定による再開発事業計画の変更の認定
(54)	法第129条の6の規定による認定事業者に対する再開発事業の実施の状況についての報告の微取
(55)	法第129条の7の規定による認定事業者に対する再開発事業の承認
(56)	法第129条の8の規定による認定事業者に対する再開発事業の承認
(57)	法第129条の9第1項の規定による優良な住宅の認定
(58)	法第133条第1項の規定による個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の管理規約の認可
8 <u>租税特別措置法</u> (昭和32年法律第36号)以下この項において「法」といふ	8 <u>租税特別措置法</u> (昭和32年法律第36号)以下この項において「法」といふ
(1)	法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第15号ニ及び第63条第5号イの規定による優良な宅地の認定
(2)	法第28条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項
9 <u>住宅地区改良法</u> (昭和36年法律第84号)以下この項において「法」といふ	9 <u>住宅地区改良法</u> (昭和36年法律第84号)以下この項において「法」といふ
(1)	法第9条の4第3項第5号イ、第31条第6号の規定による優良な住宅の認定
(2)	法第9条第2項の規定による優良な宅地の認定
(3)	法第9条第3項の規定による原状回復又は工作物等の移転若しくは除外の命令
(4)	法第9条第4項の規定による優良な住宅の認定
(5)	法第9条第5項の規定による優良な住宅の認定
(6)	法第24条第1項の規定による土地位の試験等の許可及び意見を述べる機会の付与
(7)	法第22条第2項の規定による土地の試験等の許可証の交付
10 <u>密集市街地における防災街区整備事業の施行に関する法律</u> (平成9年法律第49号)以下この項において「法」といふ	10 <u>密集市街地における防災街区整備事業の施行に関する法律</u> (平成9年法律第49号)以下この項において「法」といふ
(1)	法第122条第1項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の施行の認可
(2)	法第9条第2項の規定による施行者の意見の聽取
(3)	法第9条第3項の規定による許可の付与による原状回復又は工作物等の移転若しくは除外の命令
(4)	法第9条第4項の規定による原状回復又は工作物等の移転若しくは除外の命令
(5)	法第9条第5項の規定による原状回復又は工作物等の移転若しくは除外の命令
(6)	法第9条第6項の規定による原状回復又は工作物等の移転若しくは除外の命令
(7)	法第122条第2項において準用する都道府県の認可
(8)	法第123条第1項(法第122条第2項における個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(9)	法第123条第2項(法第132条第1項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(10)	法第123条第3項(法第132条第2項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(11)	法第123条第4項(法第132条第3項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(12)	法第123条第5項(法第132条第4項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(13)	法第123条第6項(法第132条第5項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(14)	法第123条第7項(法第132条第6項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(15)	法第123条第8項(法第132条第7項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(16)	法第123条第9項(法第132条第8項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(17)	法第123条第10項(法第132条第9項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(18)	法第123条第11項(法第132条第10項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(19)	法第123条第12項(法第132条第11項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定
(20)	法第123条第13項(法第132条第12項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定における個人施行者の認定)の規定による個人施行者の防災街区整備事業の認定による個人施行者の認定

の認可

- (9) 法第136条第3項の規定による防災街区整備事業組合の事業計画の認可
- (10) 法第40条第1項(法第157条第2項において準用するものに限り、事業計画の認可を含む。)及び第43条第1項(法第157条第1項の規定による防災街区整備事業組合の設立の認可の公表)
- (11) 法第43条第2項の規定による防災街区整備事業組合の設立の認可の公表
- (12) 法第157条第1項の規定による防災街区整備事業組合の定数又は事業計画若しくは事業計画の変更の認可
- (13) 法第63条第4項の規定による防災街区整備事業組合の解散の認可
- (14) 法第63条第6項の規定による防災街区整備事業組合の設立の認可の公表
- (15) 法第164条において準用する都市再開発法第48条の2第4項の規定による防災街区整備事業組合の設立の認可の公表
- (16) 法第164条において準用する都市再開発法第49条の規定による防災街区整備事業組合の設立の認可の公表
- (17) 法第165条第1項の規定による事業会社の防災街区整備事業の施行の認可
- (18) 法第171条第1項の規定による事業会社の防災街区整備事業の施行の認可の公表
- (19) 法第172条第1項の規定による事業会社の規律又は事業計画の変更の認可
- (20) 法第175条第1項の規定による事業会社の合併若しくは分割又は事業会社が施行する防災街区整備事業の譲渡及び譲受けの認可の公表
- (21) 法第177条第1項及び政令第30条の規定による政令第26条第3項の規定による事業会社の審査委員の選任及び解任の承認
- (22) 法第178条第1項の規定による事業会社の防災街区整備事業の終了の認可
- (23) 法第204条第4項において準用する場合を含む。)の規定による個人実行者、法人実行者、事業会社の権利・義務及び事業会社の事業又は会計の状況の検査及び必要な措置の命令
- (25) 法第269条第2項の規定による個人実行者の防災街区整備事業の施行の認可の取消しの命令
- (26) 法第269条第3項の規定による個人実行者の防災街区整備事業の施行の認可の公表
- (27) 法第270条第1項及び第2項の規定による防災街区整備事業組合の事業又は会計の状況の検査及び必要な措置の命令
- (28) 法第270条第3項の規定による防災街区整備事業組合に対する必要な措置の命令
- (29) 法第270条第4項の規定による防災街区整備事業組合の設立の認可の取消し
- (30) 法第270条第5項の規定による総会又は総会の部会若しくは総代会の招集
- (31) 法第270条第6項の規定による理事若しくは監事又は総代の解任の請求による投票の実施
- (32) 法第270条第7項の規定による議決等の取消し
- (33) 法第271条第1項及び第2項の規定による事業会社の事業又は会計の状況の検査
- (34) 法第271条第3項の規定による事業会社に対する必要な措置の命令
- (35) 法第271条第4項の規定による事業会社の防災街区整備事業の施行の認可の取消し
- (36) 法第271条第5項の規定による事業会社の防災街区整備事業の施行の認可の取消しの公告